

# 記録

## CIE サイデー女史

### 都内の幼稚園を視察

司令部の幼稚園擔當官サイデー女史が二月七日都内の二幼稚園を視察した。午前十時文部省大島初等教育課長、玉越事務官、大串技官及び幼稚園關係代表者と共に、臺東區松葉町の明和幼稚園を訪れた。復興間もない明るい園舎を中澤主事の説明で一巡、熱心に視察されるなかにも一幼兒の差出す折紙細工を微笑みながら受け、所持していた寫眞をお禮に與えるやう、幼兒達の「グッドモーニング」の挨拶に、鮮かな日本語で「コンニチワ」と應えるなど和やかな一時間をすごし續いて同區黒門町の臺東區立黒門幼稚園を訪れた。戦災をまぬがれた小學校併設の施設を、金子園長の案内で、保育の實際をつぶさに視察し、幼兒達の演する人形芝居にしばし足をとめ、幼兒達一同から贈られた人形「汐波」に感激の眼をまたたかせながら「アメリカへ歸りましたこのお人形さんをアメリカのお友達みんなにみせます。そして早速お禮のお手紙を出します。これを機会にみなさんとアメリカのお友達と

お手紙を出しあうようになることができるようにしてしまいう」と感謝の挨拶をした。つづいて参加者一同からのアメリカの實情等についての質問に一々應えられ十二時半視察を終えた。

なお午後一時からお茶の水大學附屬幼稚園で保育要領改訂委員會、幼稚園教育課程幼兒指導要錄協議會共回主催のサイデー女史を圍む懇談會に出席され、同附屬幼稚園の幼兒の劇遊び等を見た後、午前にも増して和やかな歡談が四時まで續けられ記念撮影の後散會した。

## 官廳公示連絡事項

### 児童福祉法による措置等の

### ため支出する費用の限度

厚生省児童第一三號

昭和二十五年二月一六日

厚生省児童局長

厚生大臣官房會計課長

各都道府縣知事殿

## 児童福祉法による措置等のため支出する

### 費用の限度に關する件

児童福祉法第二十二條から第二十四條まで及び第二十八條第一項第三號の措置に要する費用の限度に關しては昭和二十三年十二月二十九日厚生省發児第六十四號通知によつて實施してきたのであるが、今般米價及び児童福祉施設職員の給與ペース引上等を考慮し、標記限度を全面的に改訂し昭和二十五年一月一日にさかのぼつて、今後この第三次改訂により、實施することになつたから左記事項了知の上遺憾のないようになされたく命により通知する。

なお本通知により昭和二十三年十二月二十九日厚生省發児第六十四號児童局長、會計課長通知「児童福祉施設最低基準施行に伴う費用の限度に關する件」はこれを廢止する。

#### 記

##### 一、事務費の限度

1 事務費とは、施設の維持經營に必要な職員に伴う経費（俸給、諸手當、旅費等）及び事務執行に伴う経費（備品、消耗品費、事務所に必要な光熱費等）をいい、この費用の限度は、各施設の收容人員の多寡に應じ、一人一ヶ月當り左表のとおりである。

2 前項にいゝ收容人員とは、所謂收容定員と異り、昭和二十三年一月一日現在において過去三ヶ月間法によつて措置した收容延人員及び私約契約により收容した延人員の合計をその三ヶ月間の日數（保育所については休日を除く）で除したものとその

施設の收容人員とする。昭和二十五年度以降においては、昭和二十四年第四、四半期における收容人員（被措置的契約の合計）をその期の日數（保育所については休日を除く）で除したものと昭和二十五年度第一、四半期における收容人員とし、以後順次四半期毎に收容人員を改訂していくものである。

#### 3

施設を新設した場合は當初（收容開始月）の一ヶ月間は所謂收容定員を以てこの月の收容人員とする。第二ヶ月目に於ては當初の一ヶ月間の收容延人員をその月の日數で除したものと收容人員とし、この第二ヶ月が四半期の最初の月に該當する場合は、過去一ヶ月間の收容延人員をその月の日數で除したものとその四半期の收容人員とする。第三ヶ月目においては、過去二ヶ月間の收容延人員をその二ヶ月の延日數で除したものと收容人員とし、この第三ヶ月が四半期の最初の月に該當する場合は、過去二ヶ月間の收容延人員をその二ヶ月の延日數で除したものとその四半期の收容人員とする。以後の收容人員の算定方法は前第二項と同様四半期毎に改訂していくものである。

#### 4

施設を擴張した場合は、當初（收容開始月）の一ヶ月は擴張の部分のみ所謂收容定員を收容人員とし、既存施設の收容人員との和を當該施設の收容人員とする。第二ヶ月目においては當初の一ヶ月分の既存、擴張兩部分の收容延人員の和をその月の日數で除したものと收容人員とする。第三ヶ月目には、過去二ヶ月間の既存擴張兩部分の收容延人員の和をその二ヶ月の日數で除したものと收容人員とする。

第二ヶ月目及び第三ヶ月が夫々四半期の最初の月に該當する場合は、前第三項に準じて取り扱い、以後四半期毎に改訂していくものである。

私的契約により収容したものに對しては、事務費の支拂がなされないのは勿論であり事務費は法により措置した者についてのみ支拂われる。この場合法により指置した者の前期三ヶ月間における實績を収容人員算定の方法と同一方法により算定し

## 事務費の限度に関する一覧表

(保育所に関するもののみを掲げ他施設は略す)

この數を前述の収容人員の數によつて定まる一人一ヶ月當りの金額に乗じた額をその施設に對する一ヶ月分の事務費として支拂うものである。なお、保育所においては、前三ヶ月の實績に應じ一ヶ月毎にこれを更新しても差支えない。

收容人員  
四〇〇人まで  
二九八、五〇  
(日 程)  
九、九五

四〇一人以上  
四一〇人まで  
二九五、八〇  
九、八六

四二一人以上  
四三〇人まで  
二九三、四〇  
九、七八

四三一人以上  
四四〇人まで  
二九一、〇〇  
九、七〇

四四一人以上  
四五〇人まで  
二八八、六〇  
九、六二

四五一人以上  
四五〇人まで  
二八五、九〇  
九、五三

## 一、事業費の限度

事業費とは、入所兒童の保護のために直接必要な費用をいうものであり兒童の賄費、其の他の事業費（炊具、食器、燃料、光熱、被服及寝具、日用品、歯磨粉、チリ紙等、教養費、保健衛生費等）及び給食費であつて事務費をもつて支辨すべきもの以外の總てをいいこの費用の限度一人一日當り左表のとおりである。

## 事業費の限度に關する一覽表

（保育所に關するもののみを掲げ他施設は略す）

施設種別 賄費 其の他の事業 給食費 計

保育所 一 二、五六 乳兒二五、〇〇 乳兒 二七、五六

保育所 一 二、五六 幼兒 四、〇〇 幼兒 六、五六

三一四 階す

四、一及び二にかゝげた費用の限度内において、各都道府縣はその所管の個々の施設について夫々具體的實情に應じ限度を設定し公に知らせる方法をとること（例えば、義務施設、〇〇學園、〇〇圓〇〇錢の如く）

六、各都道府縣は前項による限度を設定したときはその都度速かに當省へ報告すること。（以上——厚生省兒童局）

## 國立幼稚園教員の採用について

このたび教育公務員採用志願者名簿規則（昭和二十四年十一月二十一文部省令第四十一號）が公布され、國立の高等學校、中學校、小學校、幼稚園、盲學校、ろう學校の校長又は教員の採用は、教育公務員採用志願者名簿に記載された者の中から選考の上採用することとなつた。これによると國立幼稚園教員を志望する者は左記要領によつて文部省の人事主任官（文部大臣官房人事課長）に提出することとなつた、

### 記

## 一、出願の時期 何時でもよい

## 二、出願の際提出する書類

1 採用志願書

履歴書

3 教職員適格確認書寫又は判定書寫

4 身體検査書

5 教育職員の免許状授與證明書  
最終卒業又は修了學校の成績證明書

## 三、出願の資格

1 教育職員の免許状を有している者  
現在在學しているが、學校の卒業又は修了によつて教育職員

の免許状の授與を受ける資格を得る者で卒業又は修了前三ヶ月以内の者

（一七頁へつづく）